

令和8年1月26日

国土交通省関東地方整備局
河川部

「第13回関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」を開催します

～「コウノトリ」の関東地域定着に向けて～

『関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会』は、関東地域において、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキを指標とした河川及び流域における水辺環境の保全・創出方策の推進と併せて、にぎわいのある地域振興・経済活性化方策に取り組み、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成によるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりの実現を目的としています。

コウノトリが関東地域に定着しつつあるなか、今年度はこれまでの本協議会の取組成果の整理を行いました。魅力的な地域づくりの実現を目指して、下記のとおり、「第13回関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」を開催します。

1. 開催日時：令和8年2月2日（月）13時00分から15時00分まで
2. 開催場所：さいたま新都心合同庁舎2号館5階共用大会議室501
3. 議事内容：中期目標中間評価（案）、2026年度以降の進め方（案）の報告等
4. その他：
 - ・会議はWEB会議併用にて、公開で行います。
 - ・WEB傍聴の場合、回線容量の都合上、1人または1社（団体）につき1回線とさせていただきます。対面傍聴の場合、同一所属団体から2名までの参加とさせていただきます。
 - ・傍聴、取材を希望される場合は、1月29日（木）12時迄にお申し込みをお願いいたします。WEB傍聴希望の場合には、前日までにWEB会議傍聴用URL及び資料を送付します。

＜発表記者クラブ＞ 都庁記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 千葉県政記者会 茨城県政記者クラブ
栃木県政記者クラブ 刀水クラブ・テレビ記者会 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

＜問い合わせ先＞

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会

（事務局：関東地方整備局 河川部 河川環境課）

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1379

河川部 河川環境課 課長 藤原（ふじわら）（内線：3651）

河川部 河川環境課 課長補佐 作田（さくた）（内線：3656）

■取材・傍聴について**1 開催日時 令和8年2月2日（月）**

13:00～15:00（予定）

2 開催場所 さいたま新都心合同庁舎2号館5階共用大会議室501**3 取材・傍聴登録について**

報道関係について、会場準備の都合上、事前登録制とさせて頂きます。

下記のURLより1月29日（木）12:00までに登録をお願いいたします。

<https://forms.office.com/r/LAjmy6ekkh>

4 取材・傍聴関係者の受付

受付日時 12:30～

受付場所 さいたま新都心合同庁舎2号館5階共用大会議室501

5 取材・傍聴にあたっての注意事項

- ・申し込み後、傍聴者が変更になった場合はご連絡ください。
- ・WEB傍聴の場合、回線容量の都合上、傍聴の接続は1人または1社（団体）につき1回線とさせていただきます。
- ・対面の場合、同一所属団体からの参加は2名以内でお願いします。
- ・傍聴につきましては、傍聴要領（別紙一2）に則って会場へ入室していただきます。
- ・ご提供いただいた個人情報は、政府機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則り、傍聴者の登録のために利用し、厳正な管理により取り扱います。
- ・取材に当たって、傍聴席でのPC等の使用は、議事や他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。
- ・取材に必要となる電源は、各社（各自）にてご用意下さい。
- ・携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切り下さい。
- ・WEBでの傍聴を予定される場合は、前日までに会議URL・資料を送付いたします。
- ・WEB傍聴の場合、先着100名の登録で〆切させていただきます。
- ・対面傍聴の場合、先着50名の登録で〆切させていただきます。
- ・WEBでの参加の場合、会議入室後、マイクオフ、カメラオフ、チャット使用不可です。

関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会規約の第8条第2項の規定に基づき、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、協議会の許可を得て、協議会を傍聴する者とする。

(協議会の開催の周知)

第3条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の7日前までに一定の方法（インターネット等）により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、協議会の名称、日時、場所、協議事項、傍聴の可否、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(傍聴の申出等)

第4条 傍聴を希望する者は、第3条協議会の開催の周知により示された傍聴手続きに則り、傍聴の登録手続きを受けなければならない。

2 傍聴可能者は、受付にて名簿での確認を行った上で会場に入室するものとし、協議会の指示に従って着席すること。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、会場の秩序を乱すおそれのある行為をしてはならない。

(撮影・録音等の許可)

第6条 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。
ただし、協議会の許可を得た場合はこの限りでない。

(事務局員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて協議会の指示に従わなければならない。

(傍聴違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、本要領に違反するときは、注意し、なおこれに従わないときは退場させることができ。

(その他)

第9条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、協議会で定めるものとする。

附則

この要領は、平成26年 2月13日から施行する。

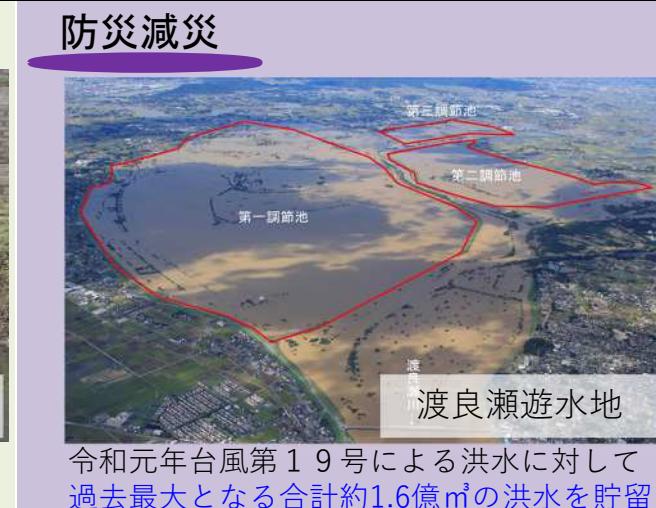
関東エコロジカル・ネットワーク（略称「関東エコ・ネット」）について

水辺環境の保全・再生の推進と併せて、コウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりを目指します

- 河川を基軸とした生態系ネットワークを形成するために、「水辺環境の保全・再生」、「防災減災」、「地域振興」を一体的に進めることとし、関東地域では、生態系の広域的なつながりを示す第一歩として「コウノトリ」を指標種にして取り組んでいます。
- 平成25年度に関係自治体、市民団体、学識経験者、環境省、農林水産省等と連携した「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」を設立し、さらに関東地域の渡良瀬遊水地エリア・利根運河周辺エリア・荒川流域エリア、利根川下流域エリアを拠点とするエリア協議会を設立して生息環境整備と地域連携（交流を含めた環境学習や地域振興に関わる活動）に取り組んでいます。
- 自治体を中心とした取組は、千葉県野田市が令和7年までに19羽のコウノトリを放鳥し、埼玉県鴻巣市が令和3年から放鳥を視野に入れた飼育を開始、栃木県小山市では生息環境づくり等を進めています。
- 関東地域におけるコウノトリ・トキを指標とした生態系ネットワーク形成基本計画 https://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/river_chiiki00000035.html



渡良瀬遊水地（小山市域）
6年連続で野外繁殖成功
(提供: わたらせ未来基金)

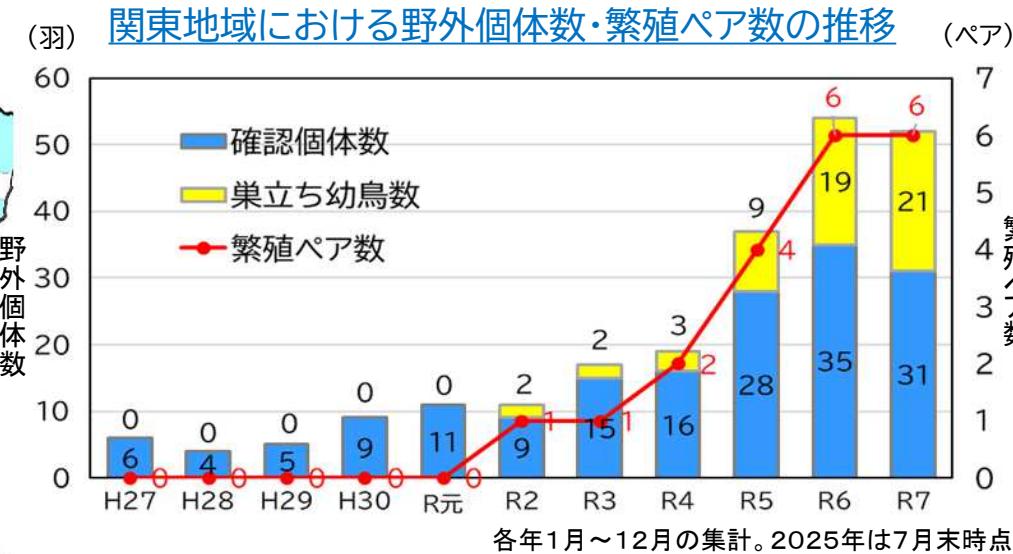
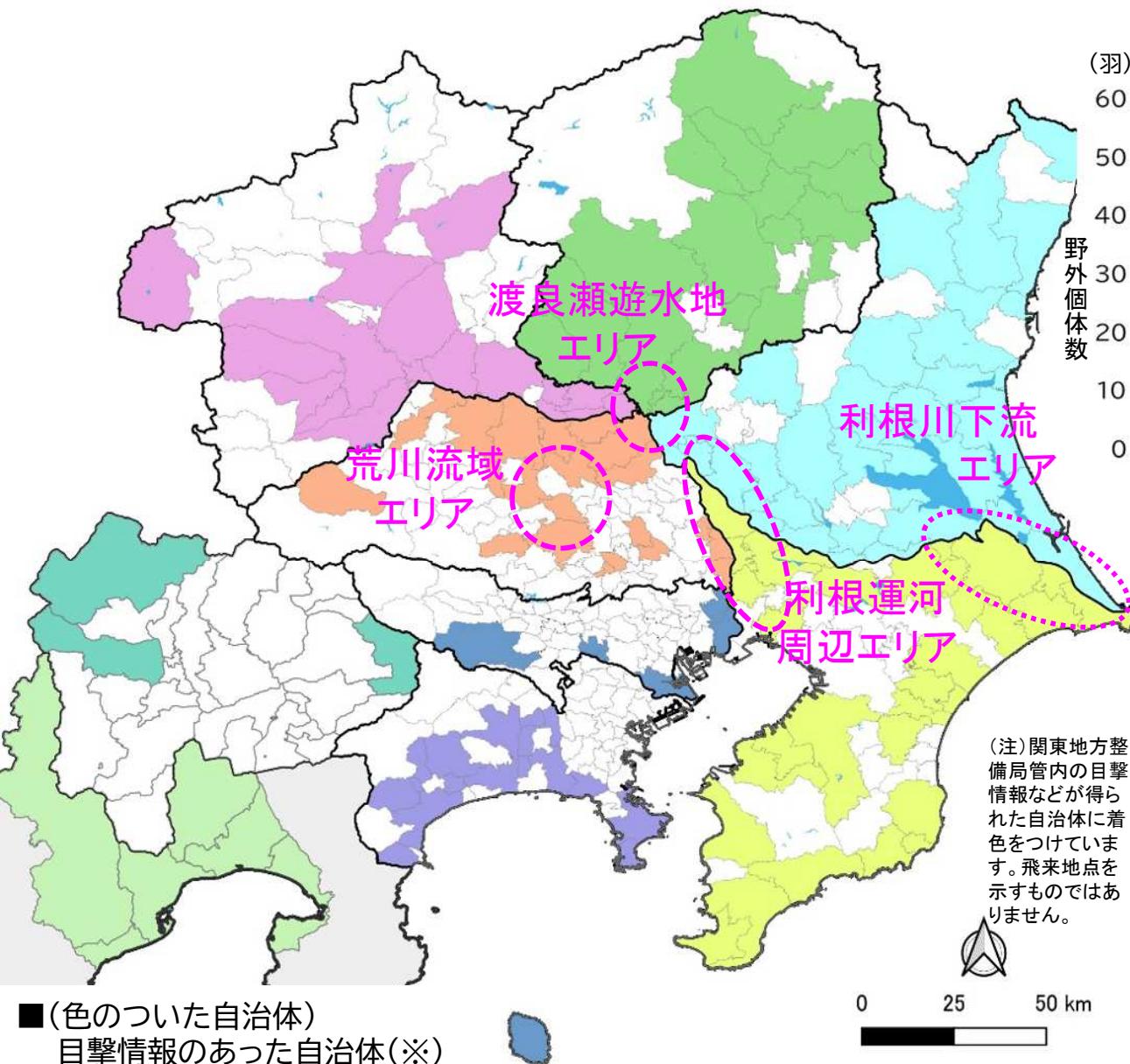


3年連続で野外繁殖成功
(提供: 波崎愛鳥会 阿部正行氏)



関東エコ・ネットの取組成果

令和7年度版



※確認個体数:「コウノトリ市民科学」・野田市・波崎愛鳥会・(公財)日本生態系協会調べの目撃データによって、関東地域(1都6県)にいることが確認された個体数



渡良瀬遊水地（小山市域）
6年連続で野外繁殖成功
(提供:わたらせ未来基金)

出典「国土地理院地図を加工して使用」